高知県立地域職業訓練センター指定管理者審査委員会設置要綱

（目的）

第１条　高知県立地域職業訓練センターの令和９年４月１日から令和14年３月31日までの期間の指定管理者の候補者を、公平かつ適正に選定するため、高知県立地域職業訓練センター指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、学識経験者その他商工労働部長が適当と認める者のうちから商工労働部長が委嘱する委員で組織する。

２　委員は５名以内とし、委員長を置く。

３　委員長は、委員の互選により決定する。

４　委員長は、委員会を総理する。

（会議）

第３条　委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選任される前に召集される委員会については、商工労働部雇用労働政策課長が招集することができる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（候補者の選定）

第４条　委員会は、高知県が高知県立地域職業訓練センターの指定管理者を選定するに当たって、指定管理者の指定を申請した法人その他の団体が提出する事業計画書等の審査及び指定管理者の候補者の順位付けを行う。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、商工労働部雇用労働政策課において行う。

（任期）

第６条　委員の任期は、委嘱の日から令和９年３月31日までとする。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年10月21日から施行する。